

磐田市 新たな地域クラブ活動

SPO☆CUL IWATA

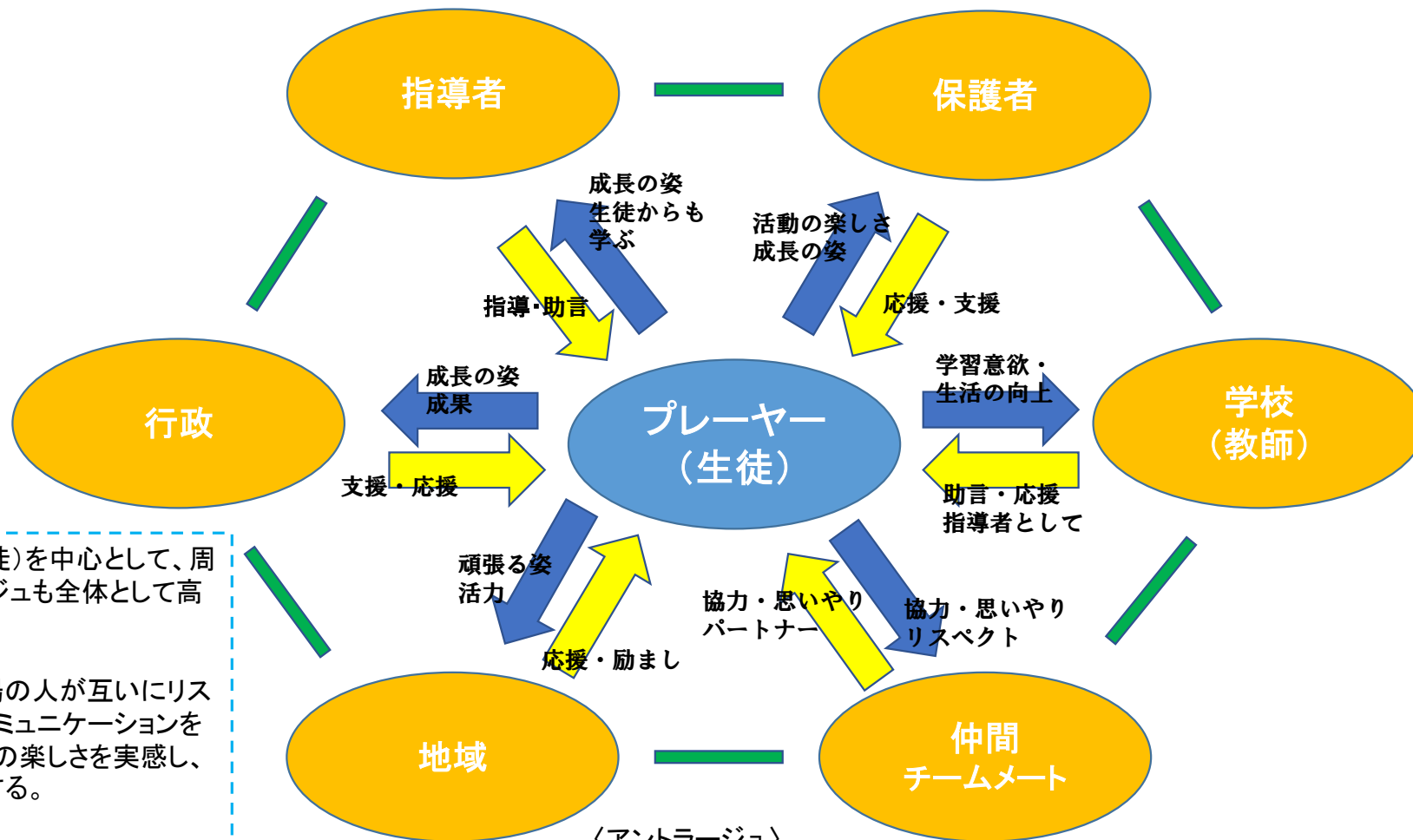
事業推進計画 ver. 2

(ロードマップ ver. 2)

【資料】

- (資料 1) 「プレーヤーズセンタード」の概念 p1
- (資料 2) 指導を希望する教員の兼職兼業について p2
- (資料 3) SPO☆CUL IWATA クラブ構成 p4
- (資料 4) SPO☆CUL IWATA 活動理念 p8
- (資料 5) SPO☆CUL IWATA 活動ガイドライン p9
- (資料 6) SPO☆CUL IWATA クラブ運営規程 p16
- (資料 7) SPO☆CUL IWATA 危機管理マニュアル p18
- (資料 8) 運営計画書、活動報告書（書式） p23

「プレーヤーズセンタード」の概念



プレーヤー(生徒)を中心として、周囲のアントラージュも全体として高まっていく。

それぞれの立場の人が互いにリスペクトし合い、コミュニケーションを取る中で、活動の楽しさを実感し、人間的に成長する。

⇒それぞれのWell-Being

〈アントラージュ〉
プレーヤーがパフォーマンスを最大限発揮できるように連携協力する関係者

(公益財団法人日本スポーツ協会が示している図を部分修正し作成)

指導を希望する教員の兼職兼業について

教員が兼職兼業で「地域クラブ活動」の指導に従事する。

(根拠法令) 地方公務員法第38条 教育公務員特例法第17条

地方公務員である公立学校の教師は、当該教師が希望する場合であって、サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することが可能である。

【「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（文科省 2 初初企第39号 令和3年2月17日）】

スポーツ振興のために地方公共団体により配置される指導者であって地域住民等に対しスポーツに関する指導等を行う者や、社会教育施設の職員であってスポーツを担当し又はスポーツ事務に従事する者などは教育公務員特例法第17条の教育に関する職等に該当し、一方で、地域団体が営利を目的とする企業である場合は地方公務員法第38条を根拠とすると一般的には考えられる。

磐田市地域クラブ活動「SPO☆CUL IWATA」の場合

教育公務員特例法第17条を根拠とする。地域部活動において指導を希望する教員は、所属校の校長に相談し、了承の上、市教委へ兼職兼業の許可を求める。教育委員会が委託（委嘱）をし、委託報酬（謝金）を支払う。

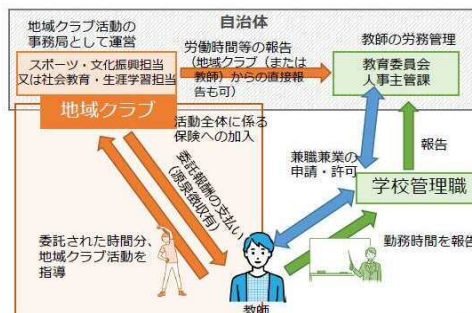
地域クラブ活動において指導を希望する教師等の兼職兼業の形態① ～自治体が運営主体となる地域クラブ活動において指導する場合～

サービス監督教育委員会
学校
教師等

- ・地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、市町村等の自治体又は自治体が設立した任意団体から、**委託（委嘱）される**こととなります。
- ・手続としては、一般に、兼職兼業希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から上司である校長等へ相談し、了承の上、**サービス監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要**です。
- ・このため、事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。

自治体が運営主体となるクラブにおいて委託を受けて指導する例

- ・教育委員会の一部署が事務局となり、地域クラブを運営。教師に対しては、委託（委嘱）を行う。
- ・地域クラブでの活動に際して、教育委員会にて委託報酬（謝金）を支払う。（※委託報酬（謝金）は自治体の規定に基づく金額。）
- ・業務委託の形になるため、労働時間の通算は必要ないが、教師の健康管理の観点から、人事主管課にて労働時間を一元的に管理。
- ・複数の中学校の生徒を対象とした活動において、高等学校の教師に中学生の指導をしてもらうなど、地域内での横・縦の連携が促された。



(資料2)

【留意点】

- ・業務委託（委嘱）の形になるが、教員の心身の健康の確保のため、時間外在校時間について確認・判断する。（「磐田市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和5年8月）」を根拠とする。）
※時間外在校時間と地域クラブ活動従事時間の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当。
- ・本務である学校の業務がある場合は、本務が優先されること。
- ・地域クラブ活動は、学校管理外の活動のため、スポーツ安全保険に加入する（運営事務局（放課後活動課）で一括して手続する）。
- ・平日の地域クラブ活動の指導に従事する場合、活動後に再び教員の業務に戻ることは労務管理上や勤務の長時間化を招くことから、望ましくない。

【申請・承認方法】

磐田市処務規定 第37条

校長及び職員が、教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときは、兼職（兼業）承認申請書（様式第59号）により教育委員会の承認を得なければならない。

- ①地域指導者を希望する教員本人が、学校長に相談、了承を得る。
- ②本人が、市ホームページまたはQRコードから、指導者登録フォームに入力。
- ③運営事務局（放課後活動課）から、本人及び学校長に地域指導者として所属クラブ決定を通知。
- ④本人が、「兼職兼業承認申請書（市処務規定様式第59号）」を学校長に提出。
- ⑤学校長は市教委へ④を提出。
- ⑥運営事務局から様式第59号の承認と委託（委嘱）状を学校長に送付。
- ⑦学校長から本人に委嘱状を渡す。

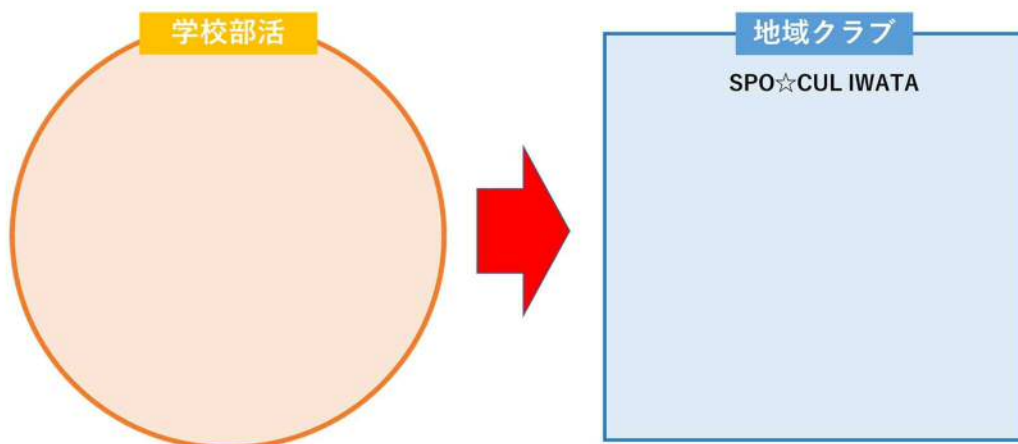
【実績報告】

所属クラブの代表を通じて、運営事務局にクラブ指導従事实績を報告する。
本月の実績と次月の計画を学校長に報告する（労務管理のため）。

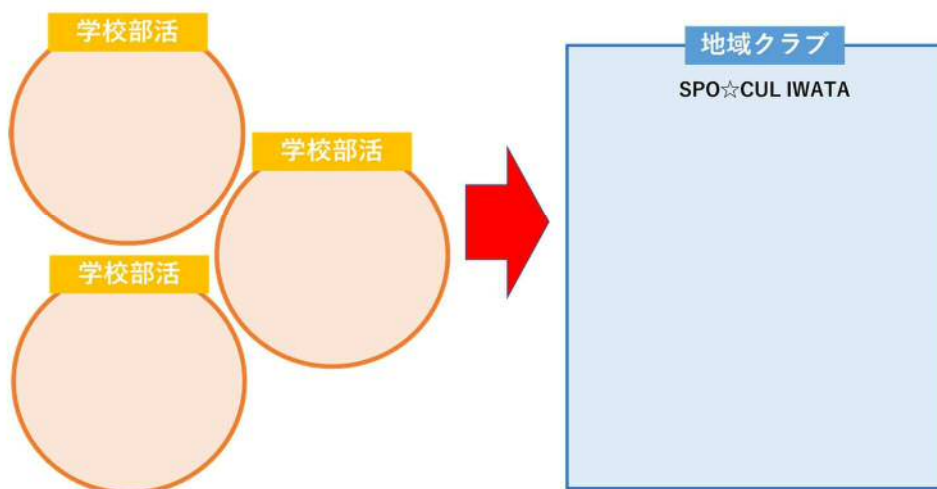
区分	類型			説明
学校部活動	1類	再編型	単独型	単体の学校部活がそのままスポカル・クラブ化する形態
	2類		合同型	複数の学校部活が結合してスポカル・クラブ化する形態
地域参画	3類	参画型	単独型	単体の地域団体等がそのままスポカル・クラブ化する形態
	4類		内部型	地域団体等の内部組織がスポカル・クラブ化する形態
	5類		合同型	複数の地域団体等が結合してスポカル・クラブ化する形態
学校部活動・地域参画	6類	統合型	合同型(1対1結合)	単体の学校部活と地域団体等が結合しスポカル・クラブ化する形態
	7類		合同型(複数結合)	複数の学校部活と地域団体等が結合しスポカル・クラブ化する形態
	8類		組込型	地域団体等が学校部活を組み込みスポカル・クラブ化する形態

【再編型】

1類【再編型】単独型：単体の学校部活がクラブ化

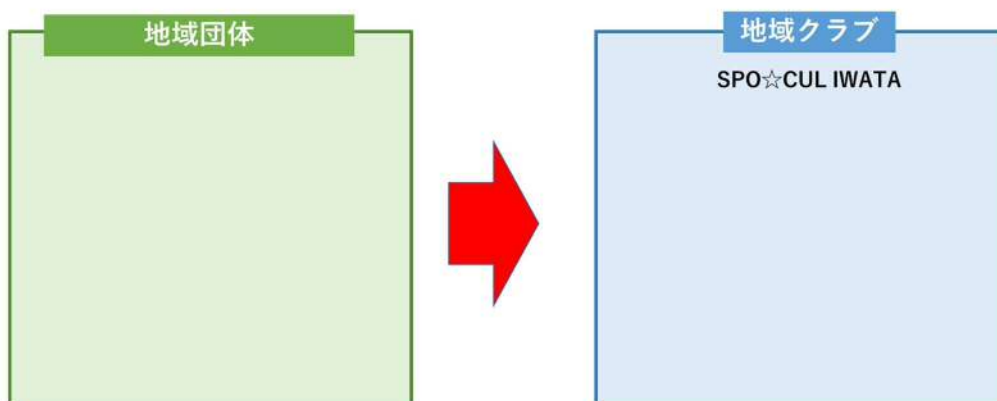


2類【再編型】合同型：複数の学校部活が結合してクラブ化

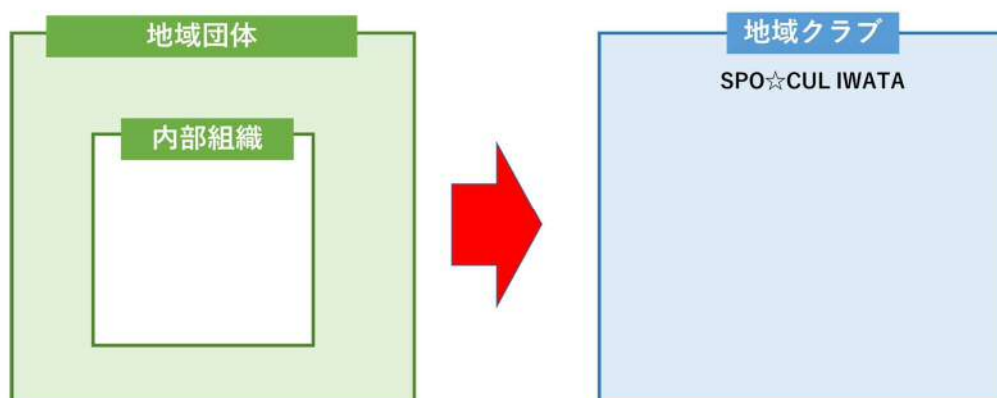


【参画型】

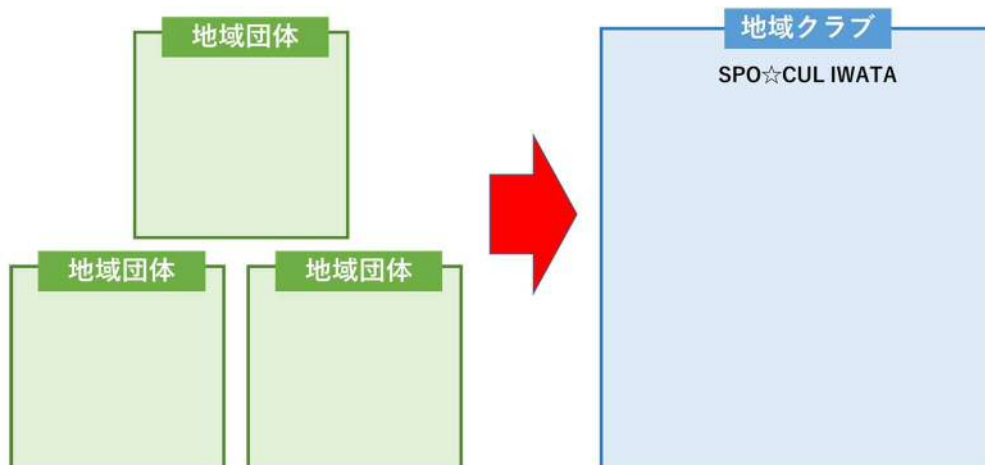
3類【参画型】単独型:単体の地域団体等がクラブ化



4類【参画型】内部型:地域団体等の内部組織がクラブ化

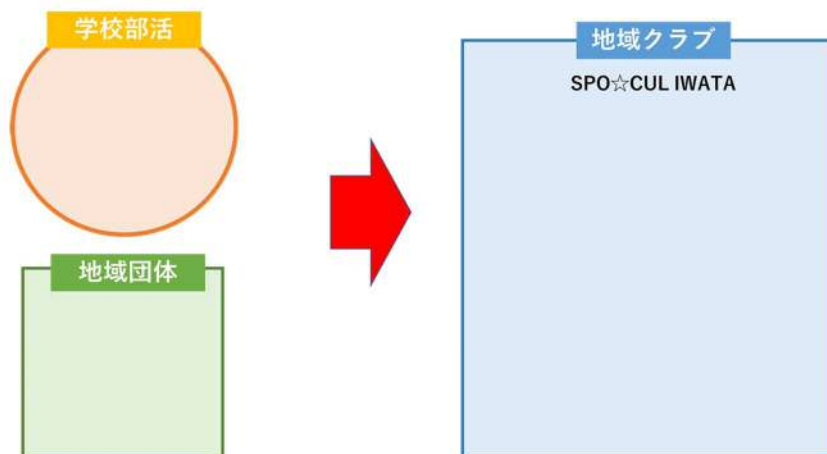


5類【参画型】合同型:複数の地域団体等が結合してクラブ化

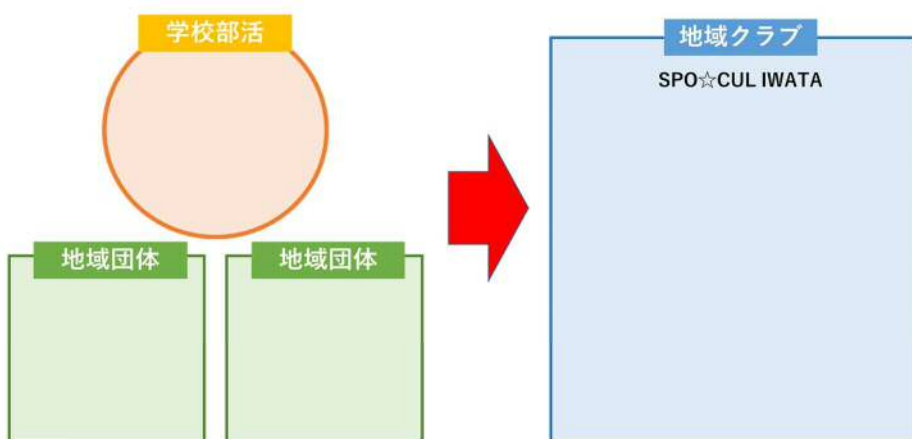


【統合型】

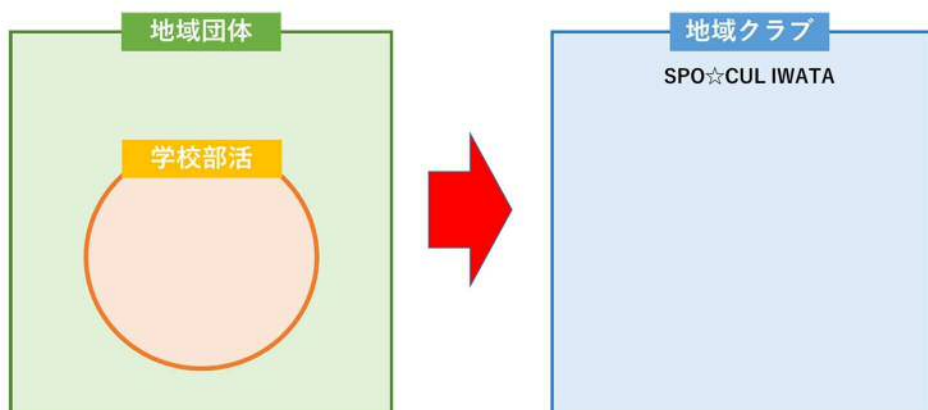
6類【統合型】合同型(1対1結合):単体の学校部活と地域団体等が結合しクラブ化



7類【統合型】合同型(複数結合):複数の学校部活と地域団体等が結合しクラブ化



8類【統合型】組込型:学校部活が地域団体等に組み込まれクラブ化



磐田市地域クラブ活動「SPO☆CUL IWATA」活動理念

**磐田市地域クラブ活動は、子どもたちが自分
づくりや関係づくりを通して成長していく姿
を目指します**



1 「SPO☆CUL IWATA」は、子どもたちの居場所づくり

- ・子どもたちが、自主的・自発的に参加し、スポーツや文化的活動に親しむことができる場を提供する。
- ・子どもたちが、安心・安全に活動できる環境を整える。

2 「SPO☆CUL IWATA」は、子どもたちの仲間づくり

- ・子どもたちが、集団の一員としてのよりよい資質を養うとともに、仲間との絆を深め、豊かな人間性や社会性を育む。
- ・子どもたちが、学校や保護者、地域の人々との連携と協働により、新たな人と出会い、つながりを深める。

3 「SPO☆CUL IWATA」は、子どもたちの志づくり

- ・未来に向け、志があり、思いやりと困難に負けない強い心をもつ「たくましい磐田人(いわたびと)」を育む。
- ・子どもたちの多様性を尊重し、持ち味や個性を育て、子どもたちの「道」を「夢」を「未来」をつくる。
- ・子どもたちの生涯にわたって芸術や創作活動、スポーツに親しむための基盤づくりを担う。
- ・子どもたちの学習意欲の向上や責任感、主体性、自己肯定感等の涵養に資する。

磐田市地域クラブ活動が、健全で持続可能かつ有用な活動となるよう、関係するすべての人は、上記の理念の実現に努めていく。

～子どもたちを真ん中に据え、すべての中学生に充実した放課後活動の環境を～

(資料5)

磐田市地域クラブ活動「SP0☆CUL IWATA」活動ガイドライン

I 総則

1 趣旨

令和2年9月に文部科学省・スポーツ庁・文化庁から、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が答申され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとなった。本市でも、令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁・文化庁)を受け、地域クラブ活動を推進していくこととした。磐田市教育委員会がその推進役を担う。ここに磐田市地域クラブ活動の運営についての方針を定める。

2 地域クラブ活動とは

一般の地域の方や希望する教職員が指導者や代表者になって行う活動で、土曜日や日曜日を中心に行う。

本市では、「磐田市立中学校部活動ガイドライン(H31.3)」を継承し、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(R4.12)」をもとに、本ガイドラインを定め、それに沿って実施する。

地域クラブ活動全体を統括する運営事務局は、磐田市教育委員会放課後活動課に置く。

3 地域クラブ活動の目的

- (1)本市の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- (2)学校部活動の教育的意義や役割について、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新たな価値を生み出すとともに、生徒の人間的な成長に資する。
- (3)生徒を真ん中に据え、活動にかかわる人全体が高まる・成長する魅力ある活動(それぞれのWell-Being)を展開し、本市のまちづくりに寄与する。

4 地域クラブ活動への参加

- (1)磐田市立中学校に就学又は磐田市内に在住している中学生で、地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を対象とする。学校部活動で行う種目でないものへの参加も可能。
- (2)年度当初からの入会を原則とするが、年度途中の入会も随時受け付ける。できるだけ3年間継続することが望ましい。
- (3)活動期間は、3年生の7月末までを基本とするが、希望する生徒は中学校卒業まで活動することも可能。
- (4)退会する場合は、クラブ指導者に申し出て、相談する。

(資料5)

(5)クラブの移籍は、本人の希望により可能。その場合、在籍クラブの退会→新クラブへの入会の手続きをする。

(6)同時に複数のクラブへの加入は原則できない。

5 活動時間及び休養日の設定

(1)活動日

(ア)平日 ・週3日以内

(イ)週休日等 ・週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。(ただし日曜日に大会やコンクール、地域行事が設定されている場合は、保護者理解のもと、けが防止等のため、土曜日に必要最小限の活動を行ってもよい。この場合は平日の活動日を休養日にする。)

・3日以上の子連休の場合は、多くても2日以内の活動とする。

・学校が設定する臨時休業日(週休日の振替日等)は活動を実施しない。

(ウ)長期休業中・平日、週休日等とも、学期中途に準ずる。

・8月11日から20日の10日間は原則実施しない。

(2)活動時間

(ア)平日 ・2時間程度

(イ)週休日等 ・3時間程度(準備片づけを含め4時間以内とする)

(ウ)長期休業中・3時間程度(週休日と同じ)

(エ)その他 ・平日、週休日等、長期休業中問わず、超過した活動日数や時間については、休養日等を他の日に振り替えたり、活動時間を短くしたりする。併せて保護者や生徒に説明する。

・週休日等に終日大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

6 大会参加等

(1)地域クラブで大会に参加する。その場合、主催者の規定に基づいて参加し、大会参加申し込みや大会役員の派遣等は各クラブが行う。

(2)文化活動では、コンクール、地域の催し物、独自の発表会等、可能であれば参加や開催は可能。その場合、必要な準備や手続き等は各クラブが行う。

(3)クラブで大会やコンクールに参加する場合は、日ごろの活動の成果を発揮する機会として真に必要なものを精選して参加する。

(資料5)

7 地域クラブ活動に係る経費等

- (1)地域クラブ活動の参加にかかる費用は、参加生徒の保護者から参加費を徴収する。
- (2)磐田市教育委員会は、地域クラブ活動の運営等に係る経費について予算措置等の財源確保に努める。
- (3)地域クラブ活動に参加する生徒及び指導者が安心して参加できるように、スポーツ安全保険等に参加する。
- (4)経済的困窮家庭の生徒が参加費負担を理由に地域クラブ活動に参加できないことがないように、適切な措置を講ずる。
- (5)参加生徒の保護者とクラブとの連絡手段として、運営事務局は連絡管理システムを整備する。地域クラブ活動に参加する生徒の保護者は、連絡管理システムに参加する。その際に係る通信料は保護者負担とする。

8 その他

国及び県の方針やガイドライン、予算等を鑑み、磐田市地域クラブ活動について、適宜見直しを図る。

II 運営事務局

1 運営事務局業務

- (1)参加生徒の募集
- (2)参加費の徴収
- (3)参加生徒、指導者のスポーツ安全保険加入（手続きは運営事務局が行う）
- (4)各クラブとの連絡、調整
- (5)指導者の勤務把握、指導者謝金の支払い
- (6)指導者研修会の開催（年2回。5月、10月）
- (7)クラブ代表者会の開催（年2回。5月 総会、2月 活動報告会）
- (8)その他、磐田市地域クラブ活動全体に関すること

2 募集

参加生徒の募集は、広報紙、ホームページに掲載するとともに、磐田市立中学校を通して運営事務局が行う。毎年度4月に募集を行い、5月連休明けより活動を開始する。

3 参加申し込み

- (1)一斉参加申し込み期間を設け、Webシステムにより、希望クラブを選択し申し込む。
- (2)年度途中からの参加申し込みも随時受け付ける。

(資料5)

4 参加費

磐田市地域クラブ活動に参加するにあたり、運営事務局は2,000円/月(休日のみ実施の場合)を参加生徒の保護者から徴収する。(平日も実施する場合は、実施日数により増額する)

- ・参加生徒の都合でその月の全日数を欠席した場合や、月の途中で入退会した場合にも、1か月分を徴収する。
- ・クラブ側の理由でその月の全部が実施されなかった場合は、保護者に返金する。
- ・その他、クラブにより、別途活動費(用具費等)がかかる場合がある。

5 各クラブとの連絡調整

- (1)各クラブの参加生徒一覧をクラブと共有する。
- (2)運営事務局はクラブの活動状況について把握し、必要に応じて相談、助言する。

6 指導者の勤務把握及び謝金支払い

- (1)運営事務局は、各クラブ代表者からの毎月の報告により指導者の勤務を把握する。
- (2)指導者謝金は翌月20日頃に指導者が申請した口座に振り込む。

7 指導者研修会

運営事務局は、クラブ指導者及び希望する人材バンク登録者に対し、年2回の研修会を実施する。

8 クラブ代表者会

- (1)年2回実施し(5月、2月)、運営事務局及び各クラブの代表者が出席する。
- (2)事業内容の協議・承認、予算・決算に関する総会を5月に、年間の活動報告会を2月に開催し、磐田市地域クラブ活動全体に係る内容を共有する。

9 その他

その他、磐田市地域クラブ活動の運営に関する事項は、運営事務局及び関係各所とで協議する。

Ⅲ クラブ

1 クラブ運営

- (1)磐田市地域クラブ活動の「理念」及び「ガイドライン」を遵守し、活動する。
- (2)参加生徒や指導者の安全について、十分に配慮する。
- (3)参加生徒や指導者のため、スポーツ安全保険に入る。(手続きは運営事務局が行う)
- (4)保護者との連携を深め、運営に関して協力いただけるようにし、保護者とともに生

(資料5)

徒を育てる。

- (5)生徒が参加するクラブは、参加生徒や保護者の希望を優先し、自由に選択できるものとする（活動場所、活動内容等）。
- (6)同種目のクラブの代表者・指導者との連携を深め、種目の市全体の振興を図る。
- (7)各クラブは運営事務局との連絡調整を密にし、共通理解のもと運営を進める。

2 指導者・代表者

- (1)代表者（指導者）は、本事業の趣旨を理解の上、年度当初に、運営計画書を運営事務局に提出する。
- (2)代表者は、毎年度末までに当年度の活動報告書と会計報告書を運営事務局に提出する。
- (3)1クラブ（会場ごと）の指導者数（代表者含む）は3名以内程度とする。
- (4)指導者は、運営事務局が主催する「磐田市地域クラブ活動指導者研修会（仮）」に参加し、研修を受けるとともに、磐田市地域クラブ活動に関する意見交換を行う。
- (5)指導者として参加を希望する教職員は、勤務地・居住地にかかわらず参加が可能。ただし、生徒の状況やクラブ運営の状況から適切に判断する。教職員が代表者になる場合は、参加生徒の活動を保証するために、自身の勤務地の変更にかかわらず継続的に活動できることが望ましい。 ※1
- (6)指導者は、一人ひとりの人格や人権を尊重し、参加生徒・保護者との信頼関係構築に努める。個人情報やプライバシーの保護に十分留意し、特に SNS への投稿等は控える。
- (7)クラブ運営に関わる大人は、未来を担う生徒と関わるという社会的責任を自覚し、それにふさわしい言動を行う。特に、以下の点に留意する。
 - (ア)参加生徒の心理面を考慮した肯定的な指導を心掛ける。
 - (イ)参加生徒の実態を把握し、適切にフォローする体制をつくる。
 - (ウ)参加生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団作りに心掛ける。
 - (エ)体罰や暴言の禁止を徹底する。

※1 指導者として参加を希望する教職員は、所属校の校長に相談し、了承の上、磐田市教育委員会に兼職兼業の許可を求める（資料2「教職員の兼職兼業について」参照。）

3 活動場所

- (1)磐田市立中学校及び小学校の施設を活動場所とする場合、利用料は免除する。（一般同様に施設利用、減免申請をする。）ただし、校舎内を使用する場合は運営事務局及び学校長の許可を得る。
- (2)学校外の公共施設を使用する場合は、一般同様に施設利用申請すれば、減免規程が

(資料5)

適用される。

4 謝金等

- (1)指導者の謝金は、休日1回につき4,800円とする。(平日に実施する場合は1回2,500円)磐田市から支払う。
- (2)代表者は、クラブごとに毎月の指導者の従事記録を運営事務局に報告する。

5 活動費

活動費とは、消耗品や用具費、チーム登録費、大会参加費等であり、各クラブで適切に徴収、管理し、会計報告書を運営事務局に提出する。

6 出欠管理

- (1)参加生徒の出欠は保護者からクラブ代表者へ連絡管理システムで知らせる。
- (2)活動中止や迎への依頼等、保護者への一斉連絡には連絡管理システムを活用する。

7 参加生徒の健康管理

- (1)指導者は、参加生徒の健康状態に気を配り、健康管理に努める。体調のすぐれない参加生徒には無理に参加させることのないようにする。
- (2)クラブには、必要最低限の応急手当用品を備える。
- (3)活動中、具合が悪くなった参加生徒がいた場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。
- (4)活動中にケガが起きた場合、応急手当を行うが、保護者に連絡し、状況を伝え、受診を勧める。緊急を要する場合は、保護者と連絡を取るとともに、救急車を要請する。
- (5)事故によるけが等が発生した場合は、必要な措置を講じた後、運営事務局に速やかに報告する。相互で連携を取り、以後の対応をする。

8 トラブルへの対応

- (1)クラブ内で起こった問題については、クラブでの対応を原則とし、運営事務局に速やかに報告する。クラブ内で対応が難しい場合には、運営事務局とともに対応する。
- (2)参加生徒同士のトラブルについては、指導者が双方から丁寧に話を聞き、保護者と連絡を取るなどして対応する。
- (3)参加生徒や保護者からの、クラブ指導者に対する要望や苦情等については、クラブ代表者が話を聞き、誠意ある解決や対応を図る。

(資料5)

9 天候、気候等による対応

- (1)天候や気候による対応基準を別に定める。(資料7「SPO☆CUL IWATA 危機管理マニュアル」)
- (2)参加生徒の安全を第一に考えて対応し、状況により、基準によらずクラブ側で中止、活動の途中打ち切り等の判断をする場合もある。
- (3)保護者への連絡等、確実に行う。

(資料6)

「SPO☆CUL IWATA」クラブ運営規程

項目	基準
運営理念	<ul style="list-style-type: none">・磐田市地域クラブ活動の理念及びガイドラインを遵守。・運営計画書を作成し、運営事務局に提出。認可を得る。・運営事務局との連携を密にし、共通理解のもと、クラブ運営を行う。
クラブ運営	<ul style="list-style-type: none">・クラブには、代表者、副代表者、会計、指導者を置く。・代表、副代表、会計は、指導者が分担して兼ねる。・年間（月ごと）の活動計画を立て、参加生徒・保護者に提示する。・参加生徒や指導者の安全管理について、十分に配慮する。・指導者が不足する場合は、クラブ独自に確保するか、運営事務局に相談し、指導者バンクからの紹介を受ける。・参加生徒間や保護者とのトラブル等、クラブで起こった問題には、クラブで対応することを原則とする。クラブだけでは解決が難しい場合は、運営事務局とともに対応する。・同種目の他クラブと連携し、情報交換するなど、種目の普及・発展に努める。・クラブ代表者会（年2回。5月・2月）に出席する。
指導者	<ul style="list-style-type: none">・1クラブ（会場ごと）3人程度。（参加生徒が多いクラブはこの限りではない）・指導者資格は問わないが、資格、指導経験、競技経験を有することが望ましい。・運営事務局が主催する研修会に必ず参加する。※日本スポーツ協会や各競技団体等が実施する指導者研修会を積極的に受講し、資質向上に努める。・子どもたちの成長に寄与する指導を心掛ける。※暴力、暴言、セクハラ等、不適切な指導があってはならない。・指導者の交代は、クラブから運営事務局に申し出る。
最少開設人数	<ul style="list-style-type: none">・原則5人以上
活動場所	<ul style="list-style-type: none">・磐田市立中学校、小学校施設 ・市社会体育施設 ・市公共施設※予約は各クラブで行う。（従来の施設予約と同様。減免利用可）※校舎内の使用については運営事務局及び学校長の許可を得る（今後検討）。
活動日・時間	<ul style="list-style-type: none">・休日（土日のどちらか1日、1回3時間程度。）※3連休以上の場合、多くても2日以内。※学校が設定する臨時休業日（週休日の振替等）は実施しない。・平日（3日以内、1回2時間以内）・長期休業は、休日、平日とも上記に準ずる。※8/11～20、12/28～1/3は実施しない。
指導者謝金	<ul style="list-style-type: none">・休日 4,800円／1回 平日 2,500円／1回クラブ指導者は、毎月の指導実績報告書をクラブ代表者に提出。クラブ代表者

(資料6)

	<p>は、全指導者の実績報告書を運営事務局へ提出（翌月5日までに）。市から各指導者が申請した口座に振り込む。</p> <p>※会場までの交通費、クラブ活動の連絡に係る通信費は謝金に含む。</p>
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 磐田市立中学校に就学又は磐田市内に在住している中学生を対象とする。 ・ 募集は、ホームページへの掲載、中学校を通して運営事務局が行う。 ・ 毎年度4月に募集を行い、5月連休明けより活動を開始する。 ・ 活動期間は、3年生の7月末までを基本とするが、希望する生徒は中学校卒業まで活動することも可能。
参加費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000円/月（休日のみ実施の場合） 運営事務局が徴収する。（平日も実施する場合は、実施日数により増額する。） ※「SPO☆CUL IWATA」共通の費用。（指導者謝金、保険料等） ※その他の個人に係る用具費（シューズ、ウェア、楽器等）は個人負担。 ※共通費用とは別に、クラブ毎に活動費を徴収することもある。
クラブ活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ活動費は、用具費、消耗品、チーム登録費、大会参加費等のクラブ運営と参加生徒の活動に係るものに限る。 ・ クラブは、年度末に会計報告書を運営事務局へ提出。
大会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラブで大会に参加する。その場合、主催者の規定に基づいて参加し、大会参加申し込みや大会役員の派遣等は各クラブが行う。 ・ 文化活動では、コンクール、地域の催し物、独自の発表会等、可能であれば参加や開催は可能。
平日のクラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ R8からの休日移行の段階では、平日のクラブ活動は原則実施しない。 ※平日の活動が可能な条件が整備されたクラブ（種目）から、順次、平日へ活動を広げていく。
保護者への連絡 出欠の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「SPO☆CUL IWATA」の連絡管理システムを整備する。 ・ 連絡管理システム利用に係る通信費は、指導者謝金に含む。
クラブの撤退・再編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加生徒数の減少や指導者不足等により、クラブ活動の継続が難しくなりそうな場合は、速やかに運営事務局に申し出、協議する。 ・ 同種目の中での撤退や、再編をする場合、できるだけ年度途中では行わない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候、気候等による活動実施の可否は、原則として「SPO☆CUL IWATA 危機管理マニュアル」による。 ・ その他、磐田市地域クラブ活動の運営に関する事項は、運営事務局及び関係各所とで協議する。

(資料7)

SPO☆CUL IWATA 危機管理マニュアル

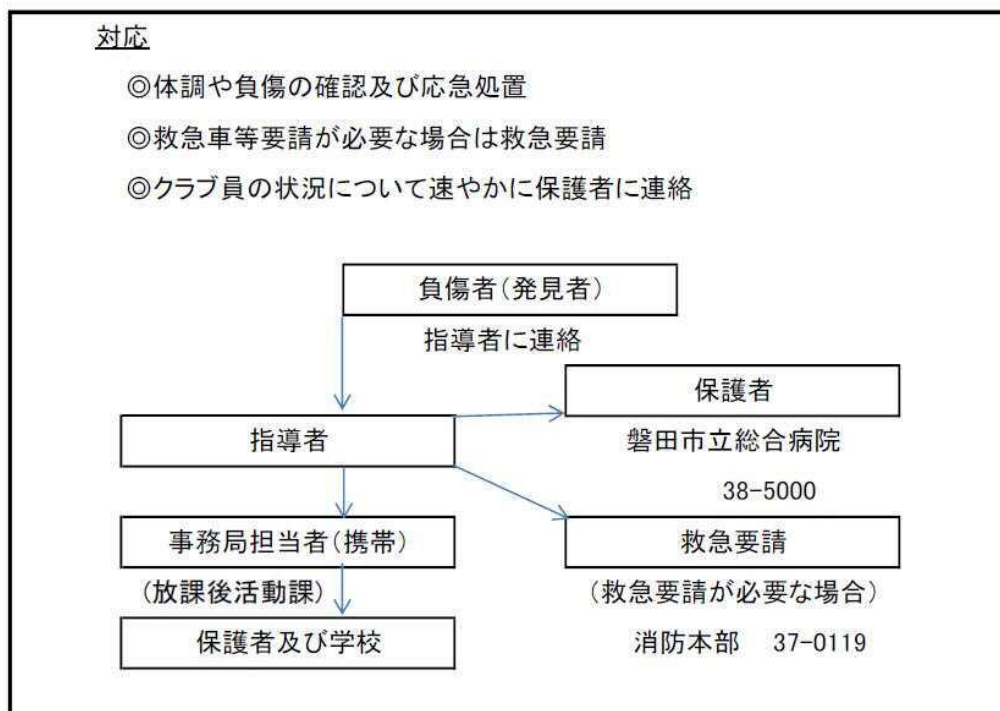
1 けがや病気への対応について

- (1) 程度が比較的軽い場合は、応急措置をとった上で休ませるなどの措置をする。
- (2) 症状によっては、指導者等だけで判断せず保護者に連絡を取り、状態・状況を伝え、保護者の判断を得る。また、迎えや受診を保護者に依頼する。
- (3) 緊急を要する場合は、保護者と連絡を取るとともに救急車を呼ぶ。
- (4) 事故によるけが等が発生した場合は、必要な措置を講じた後、運営事務局へ速やかに報告し、相互に連携をとる中で以後の対応をする。また、事故報告書（※別紙1）を作成し、運営事務局に提出する。
- (5) 指導者等は応急法などの基本知識と技術を習得することが望ましい。また、救急箱の薬品等は定期的に点検、補充を実施する。
- (6) 活動中のクラブ員の万一の事故に備え、市で傷害保険を加入する。なお、保険を請求するか否かは保護者の判断に任せる。

保険の種類	スポーツ安全保険（公益財団法人 スポーツ安全協会）
補償の内容	① 傷害保険 通院日額 1,500 円 入院日額 4,000 円 死亡 3,000 万円 後遺障害 4,500 万円（最高） ② 賠償責任保険 ③ 突然死葬祭費用保険

SPO☆CUL 緊急時(クラブ員の体調不調、事故、負傷等)処理フロー

表 1



(資料7)

2 熱中症への対応について

(1) 予防

- ・ 気象情報を入手する。熱中症指数を確認する。(気温・湿度等が高いと予想される場合)
- ・ 気象情報や熱中症指数をもとに、活動を中止する、時間を短くする、外での活動を控える、休憩をこまめにとる等、細心の注意を払う。
- ・ 体調管理に気を付ける。(休息・水分補給等)

(2) 応急処置

- ・ 涼しい場所へ運ぶ。
- ・ 衣服をゆるめる。
- ・ 冷却、水分・塩分を補給する。

(3) 応急処置後の対応

- ・ 保護者に連絡する。
- ・ 症状の改善が見られない場合は、早めに医療機関への受診をお願いする。
- ・ 意識がない場合は、救急車を要請する。(磐田市立総合病院 38-5000、消防本部 37-0119)

※ 緊急時処理フローは表1と同様とする。

3 災害等緊急時の対応について

(1) 重大な災害が発生又は想定される場合

地震や台風等による重大な災害が発生又は想定される場合、クラブの実施については、原則、次項対応基準のとおりとし、クラブが実施の可否を保護者へ連絡する。

活動中に暴風警報が発表された場合など著しい天候の悪化等が見込まれる場合は、早めの迎えの依頼をクラブから保護者へも連絡する。クラブは、確実にクラブ員を保護者に引き渡すものとし、クラブ員だけで絶対に帰宅させないように注意する。指導者等は、クラブ員全員の引き渡しを確認したあと、活動場所の安全を確保し、施錠後、安全に十分注意の上、帰宅する。

(資料7)

(2) 災害等緊急時の対応基準 ※「各種警報等の発表に伴う対応基準について」に準ずる。

① 気象情報に関する対応基準

ア 気象庁等が発表する気象情報により判断する場合

(ア) 気象庁に関する特別警報

気象情報	家庭 (活動前)	クラブ (活動中)
特別警報	○中止	○クラブ待機
警 報	○中止	○保護者迎えにより帰宅

(イ) 台風等による強風注意報及び暴風警報

気象情報	家庭 (活動前)	クラブ (活動中)
注意報	○実施可	○実施可
警 報	○中止	○クラブ待機 ・保護者迎えにより帰宅

※ その他の警報 (大雨、洪水、暴風雪、大雪等) や注意報 (雷注意報、竜巻注意情報等) が発表された場合は、クラブ員等の安全を第一に考え、指導者等の判断により措置を講じる。

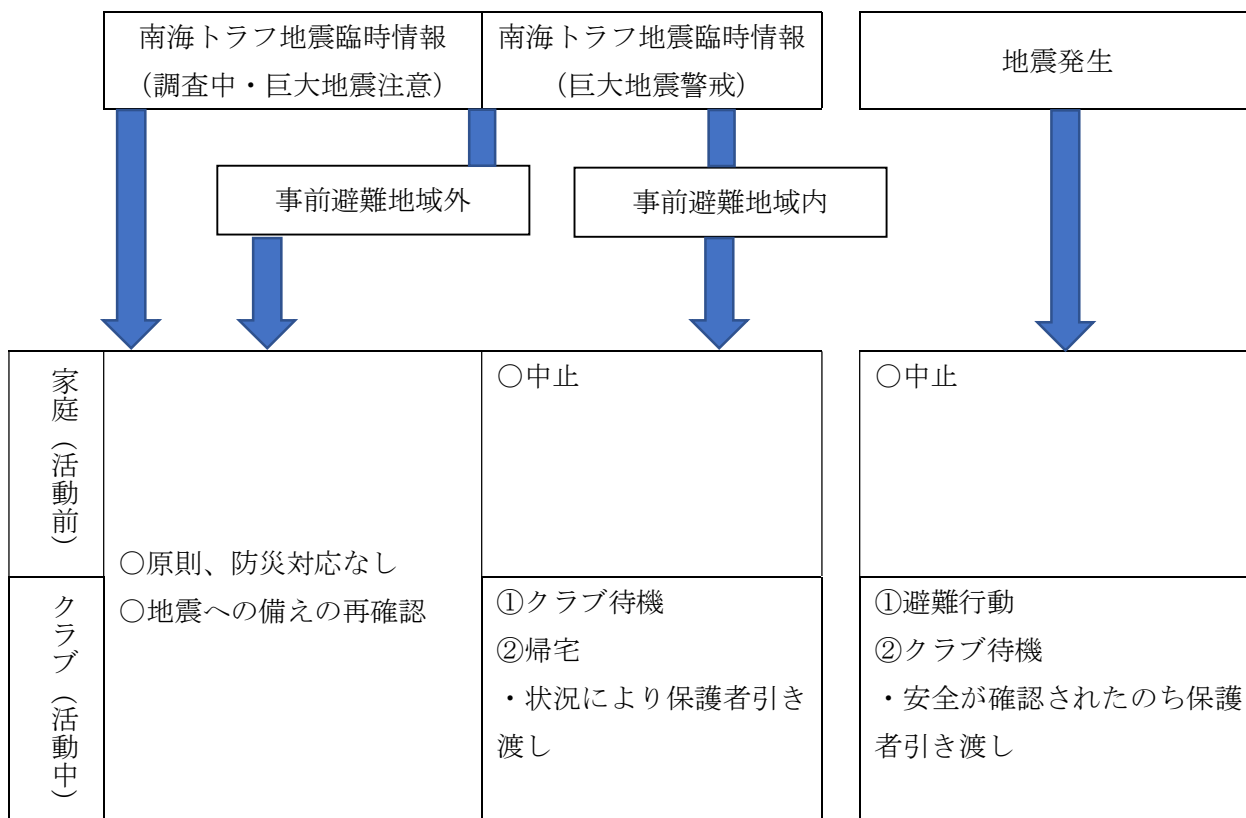
イ 磐田市が発表する避難情報により判断する場合

情 報	家庭 (活動前)	クラブ (活動中)
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された地区にあるクラブ	○中止	○クラブ待機 ・気象状況を考慮し安全が確保された場合は下校可 (保護者引き渡し)
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令されていない地区にあるクラブ	○実施可	○通常通り ※自宅が避難情報発令地区にあるクラブ員とそこを通るクラブ員は保護者引き渡し ※土砂災害警戒情報発令時は、自宅が警戒区域にあるクラブ員とそこを通るクラブ員は保護者引き渡し ※該当しないクラブ員は、安全に留意して下校

(資料7)

② 地震災害に関する対応基準

ア 「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時の対応基準
 (第4次地震被害想定で津波浸水地域に含まれるクラブ)



イ 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時及び解除時等の対応基準

	大津波警報・津波警報	津波注意報
活動前	○中止	津波の発生が、遠地近地にかかわらず、津波（一波、二波）が到着しても被害が生じる高さではないとクラブが判断した場合、活動前、活動中ともに通常通りの対応となる。
活動中	○避難行動	ただし、海岸近くにいる場合は、すぐにその場から離れ避難行動をとる。 ※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。

(資料7)

別紙1

事故報告書（交通事故を除く）

令和 年 月 日

放課後活動課 部活動地域移行推進 G 長 様

クラブ名

氏 名



下記のとおり事故がありましたので報告します。

発 生 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分ごろ
発 生 場 所	
本人 (クラブ員) 氏名	
保 護 者 氏 名	
事 故 の 概 要	
発 生 状 況	
対 応 状 況	
自 宅 住 所	磐田市 TEL

※事故報告書提出前に放課後活動課 部活動地域移行推進 G まで速やかに連絡すること

放課後活動課 部活動地域移行推進 G への連絡日： _____ / _____ 対応者： _____

※傷害保険の請求の有無にかかわらず、事故報告書の提出をすること

クラブ名	<input type="text"/>	種目	<input type="text"/>
------	----------------------	----	----------------------

本クラブは、「SPO☆CUL IWATA」の理念、活動ガイドラインを遵守し、以下のように活動します。

1 代表者 氏名 (印)
職業・役職等 ()

連絡先 住所
電話番号

2 活動目的

3 活動内容

4 活動日時 (曜日・時間)

5 募集対象中学校

市内全域	()中	()中
	()中	()中

6 活動場所(希望)

7 活動費の徴収額 年額・月々・その他() 円

8 活動費の使途(予定)

9 指導者申請

	①氏名(年齢)	②職業(勤務先)
	③住所	④連絡先
指導者1	①	②
	③	④
指導者2	①	②
	③	④
指導者3	①	②
	③	④
指導者4	①	②
	③	④
指導者5	①	②
	③	④

クラブ名

種目

1 報告者

氏名

2 活動日時

3 活動内容

4 活動場所

5 参加指導者

6 活動費

別紙 会計報告書

7 今年度の
活動成果

8 次年度に向けた
課題等